

## JSCA 認定スピリチュアルカウンセラー養成講座 規約

- 1) 認定プラクティショナーになるためには、スピリチュアルカウンセラー養成講座ベーシックコースを受講し、全課程を修了すること。修了の条件は以下の通り。
  - ・ビデオ受講も含め、6日間の全過程を履修すること。
  - ・全国どこからでも受講が可能で、必ずしも直接受講である必要はありません。
  - ・認定プラクティショナーは「JSCA 認定スピリチュアルカウンセラー」と名乗ることができます。ただし、名刺などに掲載し、個人セッションまでが適用範囲とします。  
(勝手に JSCA 認定と称してイベントを開催したりすることには使えません。)
  
- 2) 協会員として正式に認定プラクティショナーになるには、以下の条件が必要となります。
  - ・ベーシックコースを修了していること。
  - ・定例勉強会に1回以上参加していること。
  - ・オンラインサロン スピリチュアル専門学校「こころ学院」に入会し、月謝(1620円)を納めていること。以上の条件を満たしている際には、3級プラクティショナーとなります。
  - ・3級以上の認定者は、協会サイトで正式に認定者として掲載することができます。あるいは、JSCA 本部が了承した各種イベントなどにも JSCA 認定として使用できます。
  - ・2級認定は、定例勉強会に6回以上参加すること。
  - ・1級認定は、定例勉強会に12回以上参加すること。
  
- 3) 認定ティーチャーになるには、以下の条件が必要となります。
  - ・3級プラクティショナーであること。
  - ・定例勉強会に6回以上参加し(zoomでのライブチャットからの参加でもOKです)、担当のティーチャーから推薦され、2級プラクティショナーに合格していること。
  - ・月謝と別途、年会費12000円を納めていること。
  - ・講座開催におけるライセンスフィーは10%とします。
  
- 4) 認定マスターになるには、以下の条件が必要となります。
  - ・2級プラクティショナーであること。
  - ・定例勉強会に12回以上参加し(zoomでのライブチャットからの参加でもOKです)、担当のマスターから推薦され、1級プラクティショナーに合格していること。
  - ・年会費24000円を納めていること。
  - ・スピリチュアルカウンセラー養成講座の全行程を修了していること。(単体での講座からプラクティショナーになった場合、単体講座で支払った費用を差し引いて、ベーシックコースを受講することができます。)
  - ・講座開催におけるライセンスフィーは10%とします。

## 5) 定例勉強会について

- ・定例勉強会はマスターが行う勉強会となります。本部としては、毎月1回所定の日時場所にて開催をしています。
- ・参加費は毎回5,000円となります。
- ・定例勉強会には、3級以上の全会員が参加できます。

## 6) 理事について

- ・一般社団法人日本スピリチュアルカウンセラー協会は、代表理事を西川隆光とし、1級認定者及びマスターは理事になることができることとします。
- ・理事になる条件として、理事会にて承認を得ることが必要となります。
- ・理事の仕事は、協会の発展繁栄に寄与するためのものとなります。
- ・特別な場合を除き、理事の役員報酬は無給とします。

## 7) 受講規約について

### 第1章 認定資格の停止・解除

第1条 当協会は、認定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認定者に対し事前に通知及び勧告することなく、当該の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 当協会、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- (4) 当協会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 当協会、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) その他、当協会が会員として不相当と判断した場合

(抛出金品の不返還)

第2条 一度払い込まれた会費及びその他の抛出金品は返還しません。

### 第2章 会員資格有効期限終了に伴う措置

(措置)

第3条 認定資格有効期限が過ぎ、当協会からの通知のあとも、当協会が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、当協会に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

### 第3章 禁止行為

#### (禁止行為)

第4条 認定者は無断で当協会の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってははいけません。

1) その他、協会の目的を理解し、第1条各号に定める行為、当協会の主旨に反する行為等を行ってははいけません。

### 第5章 情報管理

#### (個人情報の保護)

第5条 認定者の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

1) 当協会は、当協会が保有する認定者の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当協会が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

### 第6章 知的財産

#### (知的財産の帰属)

第6条 当協会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当協会に帰属します。

#### (知的財産の保護)

第7条 当協会が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

### 第7章 損害賠償等

#### (損害賠償)

第8条 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償することとします。

平成29年4月1日付

一般社団法人日本スピリチュアルカウンセラー協会 代表理事 西川隆光